

自動販売機設置（ペットボトル・缶・健康食品）に係る仕様書（入札物件番号 6）

1 機器・販売条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和 7 年 1 月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 施設の運用を妨げるような過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。（新紙幣への対応が可能となる機能を順次搭載又は付帯すること。）
- (4) 清涼飲料水及び健康食品を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。また、具体的な販売品目については、落札後に貸主と協議のうえ、その指示に従うこと。

【販売品目の例】

コーヒー、お茶、紅茶、果汁ジュース類、ミネラルウォーター等のペットボトル・缶等飲料、健康食品

- (5) 商品の販売価格は、飲料は標準販売価格（定価）より 30 円引き以上とし、健康食品は、標準販売価格（定価）から 1 ～ 2 割引とすること。
- (6) 各施設の条件については別紙 1 「入札物件一覧表」のとおりとする。
- (7) 個別条件のうち、「ユニバーサル」については入札物件一覧表に○がついている施設は設置台数すべてをユニバーサルデザイン自動販売機とすること。
- (8) 個別条件のうち、「キャッシュレス決済」は、交通系 IC カード、二次元コード等、その他落札後に貸主が認める現金を要さない決済機能も可とする。また、入札物件一覧表に○がついている施設の設置台数のうち最低 1 台をキャッシュレス決済対応自動販売機とすることとし、その設置場所については貸主と協議すること。
- (9) 個別条件のうち、「災害ベンダー」については入札物件一覧表に○がついている施設は設置台数すべてを災害対応型自動販売機とすること。○がついていない施設は設置台数のうち 1 台を災害対応型自動販売機とすることとし、その設置場所については貸主と協議すること。
- (10) 「ユニバーサル」、「キャッシュレス決済」、「災害ベンダー」機能については、令和 8 年 7 月 31 日までに当該機能を搭載又は付帯することとし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの間は、当該機能を搭載又は付帯しない自動販売機の設置も可能とする。
- (11) 案内図・配置図は参考とし、自動販売機・回収ボックスの設置場所、回収ボックスの個数については、貸主と協議すること。

2 安全対策に係る条件

- (1) 設置
自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止措置を講じること。また、貸主から求めがあった場合は、転倒防止措置に係る貸主への説明、報告を適切に行うこととし、貸主と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 衛生管理
衛生管理及び感染症対策等の関係法令を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく貸主にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めること。また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。屋外に設置する場合は、上記に加え、防犯対策について貸主と協議の上、必要な措置を講ずること。

3 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 設置者は、自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用を負担すること。
- (2) 設置者は、商品補充及び、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 商品補充等の作業は、設置者が当該施設の執務時間内に行うこと。具体的には、貸主と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 設置者は、賞味期限の切れた商品を販売することのないように注意すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者が責任をもって対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (6) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルキャップの3種類の分別ができるようにすること。
- (7) 空き容器の回収は、回収ボックスが満杯になる前に行うことを基本とする。具体的な回収サイクルは、貸主と協議の上、その指示に従うこと。
- (8) 自動販売機設置に伴う事故については、貸主の責任により生じた場合を除き、設置者がその責任を負うこと。
- (9) 商品等の盗難及び破損について、貸主の責任により生じた場合を除き、貸主は責任を負わない。
- (10) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (11) 各施設の設置場所に関しては、耐震工事等により、貸付期間中に自動販売機の移設を行う場合がある。この場合の移設費用は、設置者が負担すること。
例：（1年目）校舎内→（2年目）仮設校舎内→（3年目）耐震工事後の校舎内
- (12) 自動販売機設置場所（移設先も含む）に電源がない場合は、設置者の負担により電源の設置を行うこと。必要な工事等については、貸主と協議し、その指示に従うこと。
- (13) 設置者は、契約期間中の貸付料とは別に、自動販売機設の管理運営に要する光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）等を自らの負担により設置すること。
- (14) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等の一部を他社に行わせようとする場合は、再委託を行う合理的理由及び、再委託先が、再委託される業務を履行する能力等を記載した自動販売機の管理関係等に関する届出書を貸主に提出すること。
- (15) 貸付期間終了までに、自動販売機及び子メーター等設置場所の原状回復を行い、貸主の確認を受けること。ただし、貸主が電源の設置箇所の存置を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (16) 自動販売機の設置は貸主と協議の上、令和8年4月1日以降、出来る限り速やかに行うこと。なお、営業開始日が令和8年4月1日より後の日となった場合でも、設置者は貸付料の減額を求めることができない。

4 売上状況等の報告

- (1) 設置者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額（別添1参照）を貸主あてに報告すること。なお、当該報告書は担当者、連絡先を非公開として次回入札時等に公開することがある。
ただし、前記報告以外に前月までの売上について貸主が求めた場合には、その都度速やかに報告すること。
- (2) 設置者は、空き容器のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを貸主に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合

は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添2参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトルの原料としてのリサイクルに努めること。

- (3) 設置者は、回収した空き容器の月ごとの発生量（kg）を上半期分は10月に、下半期分は4月に貸主あてに報告すること。
- (4) 貸主は、前月までの詳細な売上数量及び売上金額並びに回収した空き容器の発生量（kg）を求めることができることとし、設置者はその都度速やかに回答すること。
- (5) 設置者の代表者、法人名称、所在地、担当部署等の変更があった場合、すみやかに貸主に届け出ること。

5 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を貸主に提出すること。
- (2) 自動販売機の設置に当たっては、当該施設が教育施設であることから、授業等に支障のないよう充分配慮すること。
- (3) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置場所の原状回復を行って貸主の確認を受けなければならない。
- (4) 設置者は、自動販売機の設置及び商品の補充時等に自動車を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、貸主の都合により、移設や一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (6) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合には、その都度設置者と貸主が協議の上、定める。

設置事業者名	
担当者	連絡先
設置施設名	

設置場所	台数 (台)	(前) 年度売上実績 (20・・年 4 月 1 日～20・・年 3 月31日の実績)		
		単価 (円・税込)	売上本数・個数 (本・個)	売上金額 (円・ 税込)
				0
				0
				0
				0
				0
				0
(合計)			0	0

設置場所	台数 (台)	(前) 年度売上実績 (20・・年 4 月 1 日～20・・年 3 月31日の実績)		
		単価 (円・税込)	売上本数・個数 (本・個)	売上金額 (円・ 税込)
				0
				0
				0
				0
				0
				0
(合計)			0	0

設置場所	台数 (台)	(前) 年度売上実績 (20・・年 4 月 1 日～20・・年 3 月31日の実績)		
		単価 (円・税込)	売上本数・個数 (本・個)	売上金額 (円・ 税込)
				0
				0
				0
				0
				0
				0
(合計)			0	0

※色のついたセルに項目内容を記入してください。
※設置場所ごと、1台ずつ記入してください。
※行は単価に合わせて適宜追加・削除してください。

設置事業者名 ○○株式会社	
担当者 ○○	連絡先 ×××－×××－××××
設置施設名 ○○高等学校	

設置場所	台数 (台)	令和 8 年度売上実績 (2026年 4 月 1 日～2027年 3 月31日の実績)		
		単価 (円・税込)	売上本数・個数 (本・個)	売上金額 (円・ 税込)
1 階渡廊下①	1	80	956	76,480
		90	542	48,780
		100	600	60,000
		110	200	22,000
		120	206	24,720
				0
(合計)			2,504	231,980

設置場所	台数 (台)	令和 8 年度売上実績 (2026年 4 月 1 日～2027年 3 月31日の実績)		
		単価 (円・税込)	売上本数・個数 (本・個)	売上金額 (円・ 税込)
1 階渡廊下②	1	80	563	45,040
		90	300	27,000
		100	900	90,000
		110	320	35,200
		120	485	58,200
		180	692	124,560
(合計)			3,260	380,000

設置場所	台数 (台)	令和 8 年度売上実績 (2026年 4 月 1 日～2027年 3 月31日の実績)		
		単価 (円・税込)	売上本数・個数 (本・個)	売上金額 (円・ 税込)
B 棟体育館入口	1	80	622	49,760
		90	362	32,580
		100	1009	100,900
		110	655	72,050
		120	789	94,680
		130	900	117,000
(合計)			4,337	466,970

※色のついたセルに項目内容を記入してください。
※設置場所ごと、1 台ずつ記入してください。
※行は単価に合わせて適宜追加・削除してください。

回収容器のリサイクルフロー

1 フローの内容

フローは任意様式とし、次の①から④の内容を含むこと。

① 回収物の種類

例 スチール缶、アルミ缶、ガラス瓶、紙容器、ペットボトル

② 回収物の処理（運搬及び処分）を委託する場合は、委託先の名称、住所等

例 収集運搬業者 (株)〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
中間処理事業者 (株)×× ××県××市××町×ー×

③ ②以外で、回収物のリサイクル工程で処理を行う各事業者の名称、住所等

例 2次処理業者 (株)□□ □□県□□市□□町□ー□
3次処理業者 (株)△△ △△県△△市△△町△ー△

④ 回収物の再生利用用途

例 スチール缶 → スチール缶原料等
アルミ缶 → アルミ缶原料等
ビン → ビン原料等
紙容器 → 紙、段ボール原料等
ペットボトル → ボトル：ペットボトル原料等
キャップ：プラスチック製品原料等
ラベル：燃料化等

2 フローの記載例

